



福島医発第 2684 号 (地)

令和 4 年 12 月 27 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 5 年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）につきましては、現在、厚生労働省において、計画書等の様式の簡素化が検討されており、見直し後の様式については 2 月末を目処に通知される予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととされているところですが、令和 5 年 4 月又は 5 月から取得する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定である旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1851 号（介護）
令和 4 年 12 月 23 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公印省略）

令和 5 年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）につきまして、現在、厚生労働省において、計画書等の様式の簡素化が検討されており、見直し後の様式については 2 月末日処で発出する予定とのことです。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととされているところですが、令和 5 年 4 月又は 5 月から取得する場合は、同年 4 月 15 日までに行うこととする予定との事務連絡が厚生労働省より発出されましたので、情報提供申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

○介護保険最新情報Vol. 1119

「令和 5 年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について」の送付について

（令 4. 12. 20 事務連絡 厚生労働省老健局老人保健課）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省老健局老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和5年度の「介護職員処遇改善加算・
介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等
ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」
に係る提出期限について」の送付について

計1枚（本紙を除く）

Vol.1119

令和4年12月20日

厚生労働省老健局老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3948、3949)

FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年12月20日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局老人保健課

令和5年度の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書」に係る提出期限について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善加算等」という。）について、計画書等の様式の簡素化を検討しており、見直し後の様式については2月末日処で発出する予定です。

そのため、処遇改善加算等の計画書の提出については、

- ・ 通常、処遇改善加算等を取得する月の前々月の末日までに行うこととしていたるところですが、
- ・ 令和5年4月又は5月から取得する場合は、同年4月15日までに行うこととする予定

ですので、管内のサービス事業所等に周知を図るようお願いいたします。

令和5年度当初の特例（予定）

令和5年4月又は5月から処遇改善加算等を取得しようとする場合は、同年4月15日までに計画書を都道府県知事等へ提出する。

（参考）通常の手配

加算を取得する月の前々月の末日までに、都道府県知事等へ提出する。

※「介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和4年6月21日老発0621第1号厚生労働省老健局長通知）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000957094.pdf>